

## 小郡市ハラスメントの防止等に関する条例（仮称）（案）および逐条解説（案）

### （前文）

小郡市は、これまで、様々な人権侵害の未然防止や解決に向けた取組みを行い、一人一人の人権を尊重し、お互いが信頼し合うことにより、誰もがその能力を十分に発揮することができるまちを目指してきた。

しかし、近年は、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなど、新たな人権侵害が様々な場所で発生している。そのようなハラスメントは、市民等の安全、健康及び豊かな生活の確保を害し、市民等が能力を十分に発揮する機会や可能性を奪うものであるため、あらゆるハラスメントを根絶し、未然に防止する必要がある。

小郡市は、このような認識の下、誰もが対等な立場において相互に尊重するまちをつくりあげるとともに、あらゆるハラスメントのない公正かつ持続可能な社会を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、あらゆるハラスメントの防止に関し、基本理念を定め、小郡市（以下「市」という。）、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆるハラスメントの防止に関する施策(以下「ハラスメント防止施策」という。)の基本的な事項を定めることにより、市民等の安全、健康及び豊かな生活を確保し、市民等が能力を十分に発揮する機会や可能性を保持すること、かつ、事業者の安定した事業活動を促進し、もって公正かつ持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(解説)

本条例において、あらゆるハラスメントの防止に関する基本理念等を定め、小郡市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、あらゆるハラスメントを防止するために取組むべき施策について定める目的を説明しています。

市民等が能力を十分に発揮でき、事業者が安定した事業活動を行えるような公正かつ持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）で居住、通勤、通学及び訪問等、市に関わるあらゆる個人をいう。
- (2) 事業者 市内で事業(非営利目的の活動を含む。)を行う法人その他の団体(国・県の機関を含む。)又は事業を行う場合における個人をいう。
- (3) あらゆるハラスメント 暴言や暴行、脅迫、過度な要求、性的な言動、その他の違法又は不当な言動により、他者に身体的、心理的、性的または経済的な損害や不利益、苦痛を与える行為をいう。

(解説)

本条例で使用する用語について定義しています。

「市民等」は、市内に居住する住民だけでなく、通勤や通学、買い物等により市へ訪れる人も含みます。

「事業者」は、法人・個人を問わず事業を営む者で、非営利活動法人や国・県の機関も含みます。

「あらゆるハラスメント」は、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の職場や任意団体におけるハラスメントだけでなく、モラルハラスメントやカスタマーハラスメント等の家庭や店舗、施設、交通機関等におけるハラスメントも含みます。これらのハラスメントに限らず、暴言や暴行、脅迫、過度な要求、性的な言動、その他の違法又は不当な言動により、他者に身体的、心理的、性的または経済的な損害や不利益、苦痛を与える行為をいいます。

(基本理念)

第3条 あらゆるハラスメントは、個人の尊厳、名誉及びプライバシーなどの人格を不当に傷つけ、安全、健康及び豊かな生活を侵害し、個人のその能力を十分に発揮する機会や可能性を奪うだけでなく、事業者の安定した事業活動の継続にも影響を及ぼすものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 ハラスメントの防止を図る取組は、誰もが対等の立場において相互に尊重することを旨として、行わなければならない。

(解説)

あらゆるハラスメントに関して、市・市民等・事業者の共通認識とすべき、基本的な考え方を定めています。

あらゆるハラスメントは、個人の尊厳等を不当に傷つける人権侵害であり、個人の能力を十分に発揮する機会や可能性を奪います。また、事業者の安定した事業活動の継続にも影響を及ぼすようなものです。そのため、ハラスメントの防止に関することは社会全体で取り組む必要があります。

この条例に基づき、誰もが対等な立場で、相互に尊重することに重点を置き、取組を行わなければなりません。

(あらゆるハラスメントの禁止)

第4条 何人も、いかなる場においても、あらゆるハラスメントを行ってはならない。

(解説)

あらゆるハラスメントの防止は、市民等の安全、健康及び豊かな生活を確保し、市民等の能力を発揮する機会や可能性を守るための喫緊の課題です。

ハラスメントは個人や市の努力だけで防げるものではなく、社会全体に「やってはならない」という認識を浸透させる必要があります。このため、あらゆるハラスメントの禁止規定を設けています。

なお、条例に違反した場合の罰則規定はありませんが、あらゆるハラスメントの禁止を明示することで、ハラスメント行為の抑止効果を期待しています。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民等及び事業者に対し、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) あらゆるハラスメントの防止に資する行動に関する情報提供、啓発及び教育
- (2) 相談体制の整備
- (3) 前各号に掲げるもののほか、あらゆるハラスメントを防止するために必要な施策

2 市は、ハラスメント防止施策を効果的に推進するため、ハラスメント防止施策の検証に当たっては、関係機関等の意見を聴き、施策に反映するよう行うものとする。

(解説)

市が負うべき義務と責任について定めています。

市は、第3条に規定する基本理念を基に、市民等及び事業者に対して、あらゆるハラスメントの防止に関する「情報提供」、「啓発・教育」、「相談体制の整備」の他、必要な施策を実施します。

なお、市は、これらの施策の実施状況や効果等について、関係機関に検証・助言をしてもらい、施策を効果的に推進していきます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、あらゆるハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組むとともに、市が実施するハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、就業者が何らかのハラスメントを受けた場合には、速やかに就業者の安全を確保するとともに、当該行為を行った者に対し、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、就業者があらゆるハラスメントを行わないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(解説)

事業者が負うべき責任と義務について定めています。

事業者は、第3条に規定する基本理念を基に、あらゆるハラスメントの防止に主体的かつ積極的に関わり、市が実施するハラスメント防止施策に協力する努力義務を負います。

また、事業者は、就業者（従業員（休業者も含む））が何らかのハラスメントを受けた場合には、速やかに就業者の安全を確保し、そのハラスメント行為を行った者に対して事実確認や調査、処分等の必要かつ適切な措置を講ずる努力義務も負います。

さらに、事業者は、常日頃から、就業者があらゆるハラスメントを行わないように、研修を行うなど必要な措置を講ずる努力義務も負います。

(市民等の責務)

第7条 市民等は、基本理念にのっとり、あらゆるハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、自身の他者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

2 市民等は、市及び事業者が実施するハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

(解説)

市民等が負うべき義務と責任について定めています。

市民等は、第3条に規定する基本理念を基に、あらゆるハラスメントに係る問題に対して関心と理解を深め、自分自身の他人に対する言動に問題がないか注意を払うように努力する義務を負います。

また、市民等は市及び事業者が行うハラスメント防止施策に協力する努力義務も負います。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

この条例に定めるもの以外に、条例の施行に関しその他の必要な事項は、規則等で市長が別に定めることを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(検討)

2 市は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他あらゆるハラスメントの防止に関する取組の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(解説)

市は、社会環境の変化やこの条例の規定に基づき行う取組の状況を勘案し、この条例の内容について検討し直す必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じます。